

産^{うぶ}
山^{やま}
村^{むら}



(役 場)

一 概 況

産山村は、県の最北東部、阿蘇山と久住山の間中に位置し、南西部は広く阿蘇市、北西は南小国町、北東は大分県と接する人口一、六〇六（平成二二年国勢調査）、面積約六一平方キロメートルの村である。

本村は、北方に九州の最高峰である久住山系をひかえた瀬の本高原の一角に広がり、なだらかな草原と久住山麓に源を発する小河川の浸食により出来た標高五八〇メートルから一、〇〇〇メートルの地形にある。これらの高原の谷間から湧水が湧き出て、大野川の上流となる産山川、山鹿川となつて、大分県側に向かって東流している。この流域に耕地が開け集落が点在しているが、村の八割以上は山林原野が占めている。また、阿蘇くじゅう国立公園内に位置し、優れた自然景観に恵まれ、「池山水源」は全国名水百選の一つに上げられるなど、湧水に恵まれた自然を活用した地域づくりに取り組んでいる。

産業面では、農業を基軸とした第一次産業の比重が高く、肉用牛やブロイラー、米作、野菜などの施設園芸が盛んである。

道路は、村界の北と南にそれぞれ国道四四二号・国道五七号が走っており、九州横断道路（やまなみハイウェイ）と、国道五七号より九州横断道路に伸びる県道南小国波野線がこれに接続している。

観光スポットとしては、先に挙げた池山水源のほか、村花である高原植物ヒゴタイやコスモスなど四季の植物が美しいヒゴタイ公園、大アーチ橋のヒゴタイ大橋、農用地の水源となっている大蘇ダムなどが挙げられる。

二 村名の由来

古くから伝えられるところによると、村を貫流する清流産山川の上流に「乙宮」という部落があり、昔は「元宮」と称していたとのことである。この地に神武天皇の命を受け、阿蘇経営に下られた建磐竜命がとどまられた時、同伴された阿蘇姫命が、速瓶玉命を出産されたということから、いつの世からか速瓶玉命が、山にたとえられて「山が産まれた」と言われるようになり、のち「産山」と称されるようになったと伝えられている。

三 平成の合併検討経緯

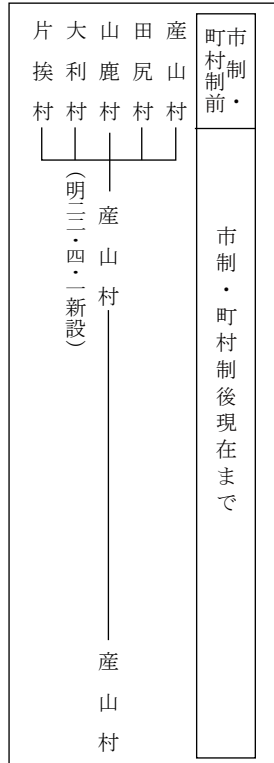
平成一二年三月に県が策定した市町村合併推進要綱においては、当地域については、一の宮町、阿蘇町、南小国町、小国町、産山村、波野村の六町村が合併のパターンとして示され、これを一つの叩き台として地域で検討された結果、産山村は、一の宮町、阿蘇町、波野村との検討を軸に進むこととなった。

平成一四年八月、この四町村での任意協議会がスタートしたが、協議が進む一方で、産山村内では、合併後の新市の中での埋没を懸念する意見が強くなり、村議会も意見が割れ、判断を一任された村長は、平成一五年八月末、四町村の任意協議会からの離脱を決めた。

この後、産山村内では合併枠組みを問う住民投票が実施され、離脱前の枠組みへの復帰という意見が最多であったが、村議会ではこの方針が通らず、結局村は単独村政の道を進むことになった。(第二編「阿蘇地域」参照)

四 昭和以前の合併検討経緯

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係村の沿革



古代、阿蘇大神降誕の地として阿蘇地方経営に深い由緒をもつ地域であり、さらに肥後、豊後の境として、中世以来何回となく戦場となった地である。

旧藩時代には久住手永の管轄内にあって、当時は産山、田尻、山鹿、大利、片俣の五か村を総庄屋が総轄し、各村は庄屋が分治していた。明治三年(一八七〇)

八月藩政改革により、久住手永を改めて久住郷、波野郷に分け各村に里正が置かれた。四年の廃藩置県の時、久住地方と産山地方に分かれ、久住地方は大分県、産山地方は熊本県の管轄内に入った。七年の改正大区制の下では、波野郷一村と坂梨郷の新波野村は第二大区第六小区となり、一二年に郡区町村編制法が実施されると、田尻、産山、山鹿、大利の四か村が一行政区域をなし、片俣村は、小池野、小園、赤仁田と共に一行政区域とされたが、一七年の改正により、小池野を除いた七か村を併せて一行政区域(産山村列)に変更された。二二年、町村制の施行に伴ない、産山、山鹿、田尻、大利、片俣の五か村が合併して産山村となった。

2 町村合併促進法定後の経緯

県の合併試案では、産山村は、波野村と合併するようになっていたが、この案に対しては、地域的条件から問題があるとして、住民は南部地区の一部落を除いて猛烈に反対し、合併問題は進展しなかった。村内には、南小国村と合併を希望する者との宮町との合併を希望する者とおおむね半々であった。そこで、村当局は、数回にわたって村議会あるいは合併協議会を開催して意見の調整を図ったが、決定をみる事ができなかったため、住民投票を行った。

住民投票は、昭和三二年(一九五七)五月一日、記号式で行われ、「波野村と合併」、「南小国村と合併」、「一の宮町と合併」の三案を掲げ、希望するところに〇印を付すこととしたが、六〇パーセント以上に達した案がなかったため、合併には反対することに村の意見を統一した。

この間、同年三月に、知事から波野村との合併勧告がなされた。しかし、その後、県は、産山、波野の二か村合併は、地理的關係その他から不可能な実情にあると判断して、三四年三月、町村合併計画を変更し、産山村は独立村として残ることになった。